



2023年3月6日

各 位

会 社 名 株式会社リコー  
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 山下 良則  
(コード番号 7752 東証プライム)  
問合せ先責任者 コーポレート執行役員・CFO 川口 俊  
電話番号 050-3814-2805

### 取締役に対する株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役<sup>(※1)</sup>を対象とした株価条件付株式報酬制度（以下、「本制度」という）を改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下記の内容は、今後の検討により変更する可能性があります。

また、本制度の改定に関する議案を、本年6月下旬に開催予定の第123回定時株主総会に付議する予定です。

なお、本制度の改定に伴い、執行役員等<sup>(※2)</sup>を対象とした株価条件付株式報酬制度についても、同様の改定を予定しております。

(※1) 当社取締役を指します。ただし、社外取締役、非執行取締役及び監査役などの業務執行から独立した立場にある者は除きます。

(※2) 当社と雇用契約または委任契約を締結している執行役員等を指します。

### 記

#### 1. 本制度の改定方針

株主の皆さまとの利益とリスクの共有意識を一層強化するとともに、当社の持続的な成長と適切な株主還元も含めた株主価値向上へのコミットメントを示すことを目的として、本制度を改定します<sup>(※3)</sup>。

主な改定内容は以下の通りです。

- 1) 当社株式の交付時期を退任時から在任時に変更することにより、株主の皆さまとの利益とリスクの共有強化を図ります。
- 2) 交付株式数を決定する業績の評価指標を株価成長率から TSR 成長率及び ESG 目標達成率に変更することにより、株主価値向上及び持続可能な開発目標達成に対する経営責任と株式報酬との連動強化を図ります。
- 3) 業績評価対象期間を各対象役員の在任期間から連続する 3 事業年度（初回は 2023 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）に変更することにより、中長期的な業績と企業価値の向上への貢献の意識を高め、持続的な成長基盤のさらなる醸成を図ります。

加えて、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視し、株主価値や業績に連動した変動報酬（業績連動型賞与・株式取得目的報酬、本制度に基づく株式報酬）の割合を一層高めていく方針のもと、本制度に基づく取締役の報酬上限額を一の業績評価対象期間に対応する金額として2億円、また、2.(4)①のとおり、取締役に対して付与するポイント数の上限を一の業績評価対象期間に対応する数として200,000 ポイントとする議案を、本年6月下旬に開催予定の第123回定時株主総会に付議する予定です。

なお、第119回定時株主総会でご承認いただきました改定前の本制度については、原則として、2023年9月1日以降の新たなポイント付与を停止し、累積ポイントに対応する当社株式は、改定前の本制度の規定に従い、退任時に交付します。

また、改定後の本制度においても、取締役の在任期間中に、会社に損害を及ぼす重大な不適切行為があった場合には、取締役会の決議等必要な手続きを経たうえで、株式報酬の支給制限を行うことができる条項を織り込みます。

(※3)当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役、非執行取締役を主要な構成員とする報酬委員会を設置しており、同委員会において、本制度の制度変更について審議し、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性及び客観性を確保しております。

#### <主な改定内容>

| 項目       | 改定前  | 改定後  |
|----------|--|--|
| 本制度の対象者  | 国内に居住する当社の取締役 <sup>(※1)</sup> 、執行役員等 <sup>(※2)</sup> | 海外居住を含む当社の取締役 <sup>(※1)</sup> 、執行役員等 <sup>(※2)</sup>   |
| ポイント付与基準 | 役位及び在任期間中における当社株価の成長率とTOPIX成長率との比較結果に応じて決定           | 職務グレード並びに連続する3事業年度（以下、「業績評価対象期間」という）の当社TSR成長率とTOPIX及びピアグループそれぞれのTSR成長率との比較結果及びESG目標達成率の結果等（以下、「会社業績」という）に応じて決定 |
| 株式交付時期   | 退任時  | 原則として在任時（毎年4月1日に開始される各業績評価対象期間の終了後）  |

#### 2. 改定後における本制度の概要

##### (1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（以下「本信託」という）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式を受け取る時期は、原則として業績評価対象期間終了後とし、交付される株式数は、業績評価対象期間における会社業績に応じて基準となる株式数に対して0%～200%の範囲で変動する設計とします。

#### <権利付与から株式交付までのイメージ>

| 実施制度 | イベント \ 历年            | X年 | X+1年 | X+2年 | X+3年 | X+4年 | X+5年 |
|------|----------------------|----|------|------|------|------|------|
| X    | 権利付与                 | ☆  |      |      |      |      |      |
|      | 業績評価対象期間             |    |      |      |      |      |      |
|      | 権利確定（付与ポイント数確定、株式交付） |    |      |      | ★    |      |      |
| X+1  | 権利付与                 |    | ☆    |      |      |      |      |
|      | 業績評価対象期間             |    |      |      |      |      |      |
|      | 権利確定（付与ポイント数確定、株式交付） |    |      |      |      | ★    |      |
| X+2  | 権利付与                 |    |      | ☆    |      |      |      |
|      | 業績評価対象期間             |    |      |      |      |      |      |
|      | 権利確定（付与ポイント数確定、株式交付） |    |      |      |      |      | ★    |

## (2) 本信託に取締役の株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、一の業績評価対象期間に対応する金額として合計 2 億円を上限とする金銭を追加拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を継続します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、取引所市場（立会外取引を含みます）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

## (3) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の取得は、上記(2)の株式取得資金の上限の範囲内で、取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本年 6 月下旬に開催予定の第 123 回定時株主総会決議後に決定し、開示いたします。

## (4) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、職務グレードごとに定められた基準となる数を元として、業績評価対象期間における会社業績に応じて計算された数のポイントを付与します。

当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、一の業績評価対象期間に対応する数として 200,000 ポイントを上限とします。

### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。なお、1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することができます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することができます。

## (5) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

## (6) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

## (7) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

以上